

アフリカ人権憲章（その二）



研究センター所長
同志社大学教授

安藤 仁介

このシリーズが「国連人権だより」と名付けられた時期に、中南米（ラテン・アメリカ）や中東欧・CISを取り上げ、国際人権保障の立場から、それぞれの地域の各国に共通する問題点をご説明したことがあります。今年は4年毎に開かれるオリンピックの年ですが、オリンピック旗の五色はアジア、アフリカ、アメリカ、ヨーロッパ、大洋州の五大陸を表しています。そこで、今回は残った大陸のなかで、独自の地域的国際人権条約を持つているアフリカを取り上げてみましょう。

アフリカ人権憲章の正式の名称は「人と人民の権利に関するアフリカ憲章」であり、一九八一年にナイロビで開かれたアフリカ統一機構（現在のアフリカ連合）の首

脳会議で採択されました。憲章の草案が承認された土地の名に因んで「バンジュル憲章」と呼ばれることもあります。

この憲章は、国際人権規約と同じように、いわゆる自由権、社会権、手続的権利といった「個人の人権」についても規定していますが、それと並んで、「人民の権利」すなわち人民の平等、自決の権利、天然資源に対する権利、発展の権利、平和と安全に対する権利、環境に対する権利を規定している点で特色があります。また、「個人の義務」として、家族・社会・国家・国際社会に対する義務、同胞に対する義務、とくに家族の結合と尊重のため努力する義務、両親を尊敬する義務、社会と国家の連帯を保持し強化する義務などを規定しています。

憲章に定める人と人民の権利を保護する手続としては、アフリカ統一機構のなかに委員会が設置され、この委員会は個人の資格で選出される十一名のアフリカ専門家で構成されています。そして、憲章の当事国は他の当事国が憲章の規定に違反したと考える場合には、この委員会にその旨を通報することができます。委員会は関係当事国および種々の情報源から必要な情報を集めて、事実と判断を記載した報告書を作成し、それをアフリカ

処理をアフリカ首脳会議に委ねている点で、明確な独立性を示しています。そうしてこれらの特色や独自性を説明するためには、おそらく憲章の基盤にあるアフリカ大陸そのものの歴史や社会を理解することが必要でしょう。

統一機構の首脳会議に提出します。また、ある当事国は他の当事国が憲章に違反したと考へられる場合に、当該他の当事国に書面で通告し二国間で意見を交換して解決を図ることもできますが、それが成功しない段階で委員会に付託することも可能です。

個人も、自国を含む当事国が憲章に違反したと考へる場合には、委員会に通報することができます。ただし、この場合、違反したと考へられる当事国の国内的な救済手続が尽くされていなければならず、また通報はマスメディアの広めた情報のみに基づくものであつてはなりません。さらに、当事国間で解決された問題については、通報を受け付けることができません。

なお、委員会は首脳会議へ報告書を提出する際に、適當と認める勧告をすることができます。

以上に見たとおり、アフリカ人権憲章は、個人の義務や集団的権利について規定している点で、国際人権規約はもとより欧洲人権条約や米州人権条約のような他の地域的国際人権条約と比べても、際立った特色を持つています。また、個人の通報に対する制約が強く、当事国間の直接的な解決を重んじ、何よりも人権問題の最終的な

